

# いじめ防止対策基本方針

生光学園中学校

## －はじめに－

いじめは、人として決して許されない行為であり、学校はいじめを生まない日常の取り組みが求められています。しかしながら、どの生徒達にも、どの学校にも起こり得ることから、学校は生徒一人一人の小さな変化を見逃さず、迅速に対応し、学校・家庭・地域が一体となって、いじめの防止・早期発見・早期解決に取り組まなければなりません。

「生光学園中学校 いじめ防止基本方針」は、生徒の尊厳を保持することを目的として、国・地方公共団体・学校・地域・家庭その他の関係者の下、いじめ問題の克服に向けて取り組むよう、「いじめ防止対策推進法」に基づき、本校におけるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために定めたものです。

いじめ問題を正しく理解するとともに、建学の精神である、

「己を滅して他に生きる

　　他が生かされる道は我が生きる道なり

　　光は外に求めるものでなく自己の中にあり

　　自らの心の中に光を見いだしたとき

　　他から光が与えられる」

の心を育むことによって、すべての生徒が生き生きとした学校生活を過ごすことができると考えています。

## 《目 次》

1 いじめの定義	1	9 重大事態への対処	8
2 いじめ防止等の対策に関する基本的な考え方	2	10 取組の評価	9
3 学校いじめ対策組織	2	11 年間計画	9
4 教育相談体制	3		
5 いじめ未然防止のための取組	3		
6 早期発見・早期取組の在り方	5		
7 いじめへの対象	5		
8 校内研修	8		

## 1 いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

〔いじめ防止対策推進法第2条より〕

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的におこなうことなく、いじめられた生徒の立場に立つことが必要である。

この際、いじめには、多様な態様があることを鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、「心身の苦痛を感じているもの」との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要である。例えばいじめを受けていても、本人がそれを否定する場合が多くあることを踏まえ、当該生徒の表情や様子をきめ細かく観察するなどして確認する必要がある。

ただし、このことは、いじめを受けた生徒の主觀を確認する際に、行為の起こったときのいじめを受けた生徒本人や周辺の状況等を客観的に確認することを排除するものではない。

なお、いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、学校いじめ対策組織である「いじめ対策委員会」<sup>※1</sup>を活用して行う。

「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の生徒、塾やスポーツクラブ等当該生徒が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該生徒と何らかの人間関係を指す。

また、「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかやふざけ合いであっても、見えない所で被害が発生している場合もあるため、背景にある事情の調査を行い、生徒の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを判断するものとする。

なお、例えばインターネット上で悪口を書かれた生徒がいたが、当該生徒がそのことを知らずにいるような場合など、行為の対象となる生徒本人が心身の苦痛を感じるに至っていないケースについても、いじめを行った生徒に関する指導等については法の趣旨を踏まえた適切な対応が必要である。

加えて、いじめを受けた生徒の立場に立って、いじめに当たると判断した場合にも、その全てが厳しい指導を要する場合であるとは限らない。例えば、好意から行った行為が意図せずに相手側の生徒に心身の苦痛を感じさせてしまったような場合、軽い言葉で相手を傷つけたが、すぐにいじめを行った生徒が謝罪し、教員の指導によらずして良好な関係を再び築くことができた場合等においては、学校は、「いじめ」という言葉を使わず指導するなど、柔軟な対応による対処も可能であるものの、学校いじめ対策組織へ情報を共有することは必要となる。

これらの「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが重要なものや、生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮やいじめを受けた生徒の意向への配慮の上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

※1：法第22条の「学校におけるいじめの防止等の対策のための組織」

## 2 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- (1) 教育活動全体を通じ、すべての生徒に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し会える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養う。
- (2) いじめはどのどの子どもにも起こりうる、どの子どもも被害者にも加害者にもなりうるという事実を踏まえ、生徒の尊厳が守られ、生徒をいじめに向かわせないための未然防止に、全ての教職員が取り組む。
- (3) ささいな事象であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階から複数の教員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。
- (4) 発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込みず、速やかに組織的に対応し、被害生徒を守り通すとともに、教育的配慮の下、毅然とした態度で加害生徒を指導する。
- (5) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と家庭、地域が組織的に連携・協働する体制を構築する。
- (6) いじめる生徒に対して必要な教育上の指導を行っているにもかかわらず、その指導により十分な効果を上げることが困難な場合などには、関係機関（警察、児童相談所等）との適切な連携を図るとともに、日頃から、学校と関係機関の担当者との情報共有体制を構築する。

## 3 学校いじめ対策組織

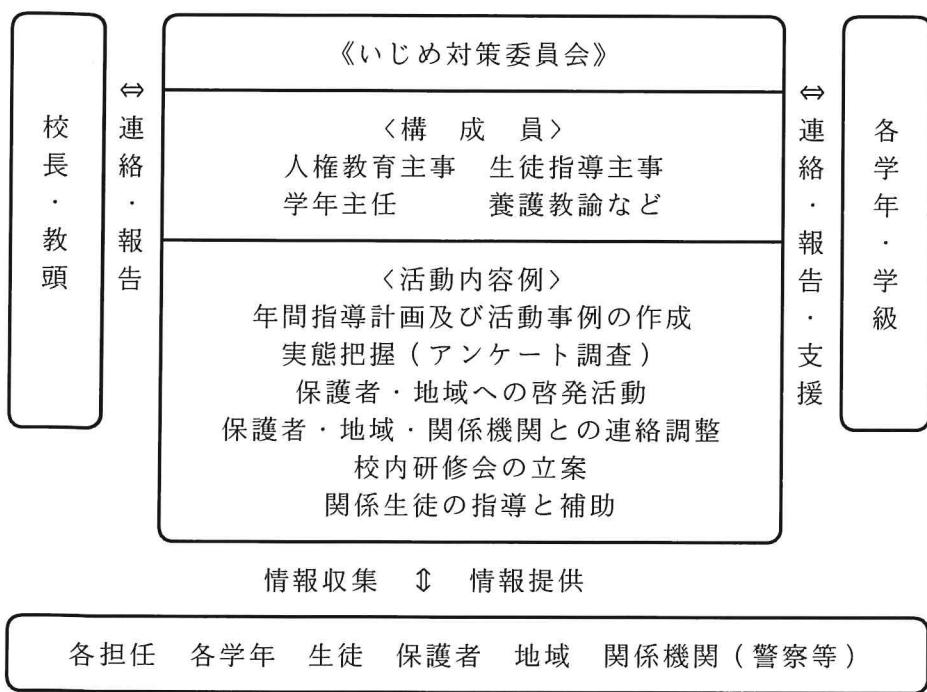
### (1) 組織の構成

いじめ対策委員会は、管理職や生徒指導担当教員、学年主任、養護教諭、学級担任、部活動指導に関わる教職員、学校医等により構成する。個々のいじめにの防止・早期発見・対処に当たっては、教科担任、副担任等、生徒が相談しやすい教職員を組織員に追加する。また、心理、福祉等に関する専門的な知識を有する者等の助言を得る。

### (2) 組織の役割

- ①学校基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ②生徒・保護者や教職員からのいじめの相談・通報の窓口となり、報告を受ける。
- ③いじめの疑いに係わる情報や生徒の問題行動などに係わる情報の収集と記録、共有を行う。
- ④緊急会議を開いて、いじめの情報の迅速な共有、関係のある生徒への事実関係の聴取、指導や支援の体制・対応方針の決定と保護者の連携を行う。

## 《学校いじめ対策組織》



- ◇定例のいじめ対策委員会はアンケート実施後（5月・9月・12月）に開催する。
- ◇いじめ事案の発生時は、緊急対策会議を開催し、事案に応じて調査班や対応班を構成し対応する。
- ◇いじめ対策委員会での内容や事案に応じての対応については職員会議において報告し、周知徹底させる。

## 4 教育相談体制

- (1) 教員と生徒および保護者、さらには生徒間の好ましい人間関係の醸成に努める。
- (2) 生徒の個人情報に配慮するとともに、教員に相談すれば、秘密の厳守はもとより、教員は必ず自分を助けてくれるという安心感や信頼感の醸成に努める。
- (3) 定期的な教育相談週間や相談日等を設定するなど、生徒はもとより、保護者も気軽に相談できる体制を整備し、保護者からの相談を直接受け止められるようにする。
- (4) 相談の内容によっては指導を継続し、必要に応じて医療機関等の専門機関との連携を図る。
- (4) 生徒や保護者に対して、広く教育相談が利用されるよう、学校の内外問わず多様な相談窓口について広報・周知に努める。

## 5 いじめの未然防止のための取組

- (1) 教育・指導場面
  - ①「いじめは人間として絶対に許されない」との強い認識を、学校教育全体を通じて、生徒一人ひとりに徹底する。

- ②教育活動全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの推進により、生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解できる豊かな情操を培い、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ③全ての生徒が心の通じ合うコミュニケーション能力を育み、規律正しい態度で授業や行事に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを行う。
- ④授業についていけない焦りや劣等感などが過度なストレスとならないよう、一人ひとりを大切にした分かりやすい授業づくりを進める。
- ⑤ストレスを感じた場合、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなどストレスに適切に対処できる力を育む。
- ⑥学校の教育活動全体を通じ、生徒が活躍でき、他者の役に立っていると感じることのできる機会を全ての生徒に提供し、生徒の自己有用感が高められるよう努める。また自己肯定感が高められるよう、困難な状況を乗り越えるような体験の機会を積極的に設ける。
- ⑦学級活動や道徳の時間に、いじめに関わる問題を取り上げ、いじめは人権侵害であり、絶対に許されない行為であることを毅然と指導する。
- ⑧インターネット上に他人を誹謗・中傷する情報を発信することは「いじめ」あり、決して許される行為ではないことを生徒に徹底するとともに、インターネット上の写真や文書は消去が困難であること、刑事罰や民事罰等が適用される場合があることにも触れて指導を行う。
- ⑨生徒会活動などにおいて、生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組が促進されるよう適切な指導・助言を行う。
- ⑩生徒の言葉や態度等に注意を払い、不適切な場合は指導する。
- ⑪教職員の言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることができないよう、細心の注意を払う。
- ⑫いじめが解決したと見られる場合でも、継続して十分な注意を払い、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。
- ⑬生徒が被災し、避難所に避難した場合でも、お互いが協力し合い、支え合う人間関係を築くことができる力を育てる。
- ⑭「おごり」という名目で「ゆすり」・「たかり」が行われている場合があるため、地域や保護者と連携し、生徒の行動や交友関係を把握し適切に対処する。

## ( 2 ) 家庭・地域社会との連携

- ①学校いじめ防止基本方針や指導計画をホームページ等で公表し、学期の始期、入学式等で生徒、保護者や地域住民の理解を得るよう努める。
- ②家庭や地域社会と連携して、いじめ問題の解決を進める姿勢を示すとともに、必要に応じて警察・児童相談所との円滑な連携や情報の共有を図る。

③保護者会や地域の関係団体とともに、いじめ問題について協議する機会を設け、いじめの根絶に向けて、地域ぐるみの対策を推進する。

## 6 早期発見・早期対応の在り方

- (1) 各学期の始業式及び入学式等において、全ての生徒や保護者に対して、いじめを許さない学校の取組やいじめられている生徒を全力で守りぬくことを明らかにし、生徒や保護者が学校を信頼し、安心していじめ等の相談ができるよう働きかける。
- (2) 「いじめの早期発見のポイント」等を使用しつつ、日常的にいじめの発見に努め、生徒が発する危険信号を見逃さず、その一つ一つに的確に対応する。
- (3) 全生徒を対象としたいじめ発見のための「アンケート調査」を定期的に実施することに加え、個別面談等から生徒の悩みや対人関係での状況をきめ細かく把握し、いじめの認知については、学校いじめ対策組織において組織的に判断する。
- (4) いじめの把握にあたっては、教育相談担当教諭、養護教諭等、学校内の専門家との連携に努める。特にけんかやふざけ合い、けが等にも留意し、背景にいじめがないか確認する。
- (5) 生徒に絶えず声かけを行い、生徒が日常使っている言葉や態度等に注意を払うとともに、気付いたことについて教職員の情報交換を密に行う。
- (6) 生徒が欠席や遅刻をしたり、けがをしてたりした場合は、必ずその理由を確認し、保護者と連絡を取る。
- (7) いじめについて訴えや情報があった時は、問題を軽視することなく、保護者や友人関係等からの情報収集を通じて事実関係を正確に調査し、いじめを認知した場合は、速やかに学校設置者に報告し、適切な連携を図る。
- (8) 保護者に対して、「いじめ発見のための観察ポイント」を配布するなど、いじめ問題への関心もってもらい、保護者からの情報提供を促す。

## 7 いじめへの対処(図-1)

- (1) いじめの発見・通報を受けたときの対応
  - ①いじめの訴えや情報及び兆候等があった時は、管理職の指示のもと、問題を軽視することなく、正確かつ迅速に事実関係の把握を行う。
  - ②学校いじめ対策組織において、速やかに関係生徒等から事情を聴取するなど必要な調査を実施するとともに、認知したいじめへの対応方針を決定する。
  - ③職員会議等を通じて、いじめの情報を共有し、対応方針について全教職員の共通理解を図る。
  - ④いじめられた生徒、いじめた生徒への具体的な支援や指導について、教職員一人ひとりの役割分担を明確化し、組織的に対応するとともに、保護者に対して適切な情報提供を行い、連携・協力を図る。

( 2 ) いじめられた生徒、保護者への支援

- ①いじめられた生徒を徹底して全力で守りぬく。
- ②いじめられた生徒が安心して教育が受けられるようにするために必要な措置を講ずる。
- ③複数教員による家庭訪問を行う。
- ④本人や保護者に必要な情報を適切に提供する。
- ⑤本人や保護者の気持ちに寄り添い、要望や相談に適切に対応する。
- ⑥スクールカウンセラーの活用等、専門家による継続的な心のケアに取り組む。
- ⑦特に配慮が必要な生徒の指導については、日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行い、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

( 3 ) いじめた生徒への指導と保護者への助言

- ①毅然とした対応と粘り強い指導を通じて、行為に対する十分な反省を促す。
- ②いじめられた生徒を守る観点から、必要に応じて別教室等での学習を行わせる。
- ③いじめの背景を考え、行為に対する責任を明確にし、再発防止に努める。
- ④複数教員で家庭訪問を行い、保護者に説明を尽くし、理解と協力を求める。

( 4 ) 他の生徒への指導

- ①新たないじめを防止するための指導を徹底して図る。
- ②傍観者や取り巻きもいじめを助長していることを理解させ、「いじめは人間として絶対に許されない」との意識を徹底させる。
- ③生徒自身の主体的な参画によるいじめ問題への取組促進などにより、いじめを許さない学校づくりを進める。

( 5 ) 学校設置者への報告と連携

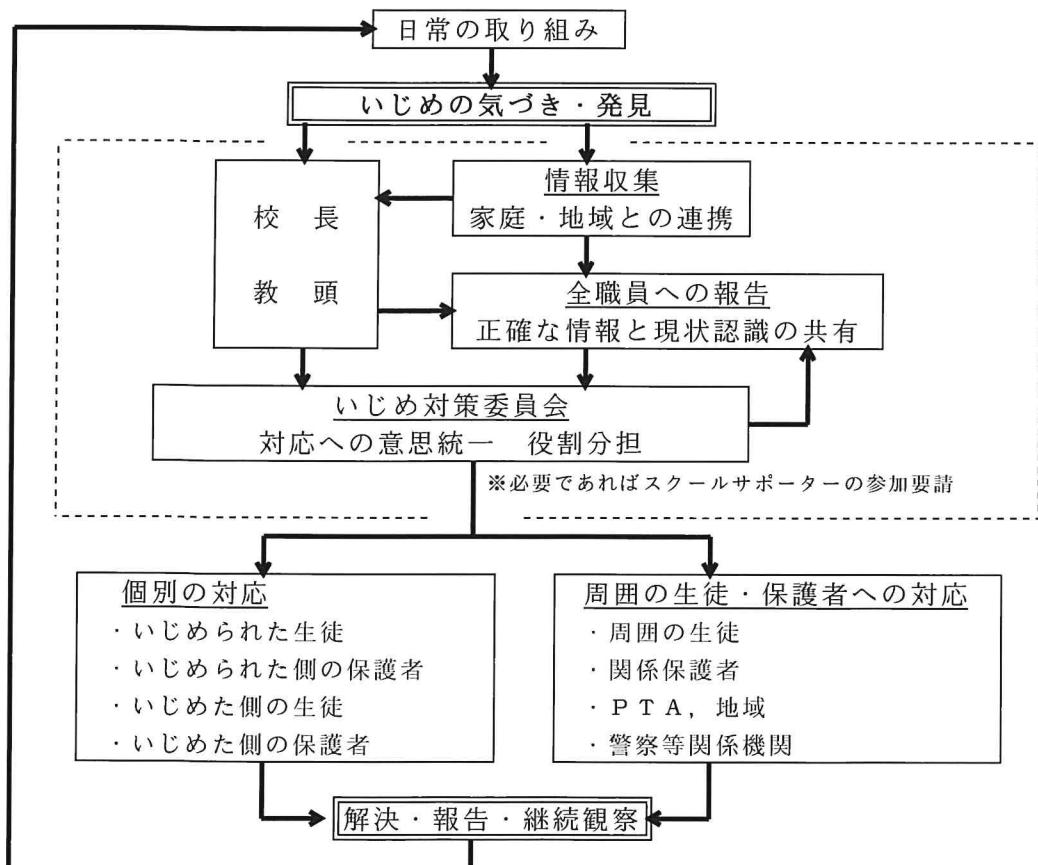
いじめを認知した場合は、学校長が速やかに学校設置者に報告し、適切な連携を図るとともに、必要に応じてスクールカウンセラー、スクールプロフェッサー等の派遣を要請し、外部専門家の力を借りて対応する。

( 6 ) 関係機関への相談・通報

- ①恐喝・暴行・傷害等の犯罪行為として取り扱われるべきと認められる事案は、たまうことなく早期に警察に相談し、警察と連携した対応をとる。
- ②生命又は身体の安全が脅かされるような場合には、直ちに警察に通報する。
- ③ネット上のいじめが行われた場合、いじめに係わる情報の削除依頼や発信者情報の開示請求について、ひつよう応じて警察や法務局に協力を求める。

(1)	いじめ情報のキャッチ	<ul style="list-style-type: none"> <li>・いじめ対策委員会を招集</li> <li>・いじめられた生徒を徹底して守る</li> <li>・見守る体制を整備する（登下校、休み時間、放課後等）</li> </ul>
↓		
(1)	正確な実態把握	<ul style="list-style-type: none"> <li>・当事者や周囲からの事情聴取</li> <li>・情報を共有し正確に把握</li> <li>・いじめの全体像を把握</li> </ul>
-----		
(3)	保護者との連携	<ul style="list-style-type: none"> <li>・具体的な対策を伝える</li> <li>・協力を求め、今後の連携方法を話し合う</li> </ul>
↓		
(3)	指導体制・方針決定	<ul style="list-style-type: none"> <li>・指導の狙いを明確に</li> <li>・教職員の共通理解</li> <li>・対応教員の役割分担</li> <li>・関係機関との連携</li> </ul>
↓		
(4)	生徒への指導・支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害生徒を保護し、心配や不安を取り除く</li> <li>・加害生徒に相手の苦しみや痛みに思いを寄せる指導をし、いじめは許されない行為という人権意識を持たせる</li> </ul>
↓		
(5)	今後の対応	<ul style="list-style-type: none"> <li>・継続的な指導と支援</li> <li>・カウンセラーの活用を含む心のケア</li> <li>・心の教育の充実を図る</li> </ul>

《図-1 いじめ対策フローチャート》



◎いじめの状況に応じて柔軟かつ適切に対応する。

いじめの解消に向けて取り組むにあたっては、迅速な対応が大切であることから、いじめの情報が入ってから学校の方針決定に至るまでを、いじめの情報を得たその日のうちに対応することを基本とする。ただし、いじめが重篤な場合や、いじめられた側といじめた側の意識にずれが生じている場合は、把握した状況をもとに、十分に検討協議し慎重に対応することが必要である。

◎いじめにより、生命または身体の安全が脅かされるような重大事態が発生した場合

速やかに監督官庁、警察等の関係機関へ報告する。管理職が中心となり、学校全体で組織的に対応し、迅速に事案の解決にあたる。

事案によっては、学年及び学校のすべての保護者に説明する必要の是非を判断し、必要があれば、当事者の同意を得た上で、説明文書の配布や緊急保護者会の開催を実施する。また、マスコミ対応も考えられる。対応窓口を明確にし、誠実な対応に努める。

(7) いじめの解消状態

少なくとも、次の2項目が満たされていること。ただし、再発の可能性を踏まえ、日常的に注意深く見守る。

①少なくとも3ヶ月間を目安とする。学校いじめ対策組織において、より長期な期間を設定できる。

②いじめを受けた生徒が、心身の苦痛を感じていないこと。組織委員で面談等を実施する。

## 8 校内研修

校内研修の計画を作成し、年に1回以上、いじめを始めとする生徒指導上の諸問題に関する校内研修を行い、全職員の共通認識を図る。

## 9 重大事態への対処

(1) いじめにより、生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じたり、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされたりしている疑いがあると認めるとき、重大事態として直ちに徳島県私立学校主管部課に報告するとともに、徳島県私立学校主管部課と適宜連携して対処する。

(2) 重大事態が生じたときは、「重大事態への対応マニュアル」に従って、迅速かつ丁寧な調査を行う。

## 10 取組の評価

(1) いじめ問題への取組等について、学校評価と教員評価の項目に位置づけ、達成目標設定とその達成状況の評価をする。

(2) P D C A サイクル（P:Plan=計画、D:Do=実行、C:Check=評価、A:Action=改善）の考え方方に従い、年間計画で決めた期間の終わりには、「取組評価アンケート」等を実施し、その結果を踏まえてその期間の取組が適切に行われたか否かを検証する。

(3) 期待するような指標等の改善が見られなかつたような場合には、その原因を分析し、次の期間の取組内容や取組方法の見直しを行う。

## 11 年間計画

	内 容	対象者	担 当
4月	学校基本方針の説明（新入生オリエンテーション） 個人懇談・三者面談週間	第1学年 第1～3学年	管理職・生徒指導主事 学級担任 学級担任
5月	オリエンテーションコンクール	第1～3学年	生徒指導主事・学年主任
6月	いじめアンケート 学級活動（人権教育）	第1～3学年	人権教育主事・学級担任
7月	人権研修会（生徒・教職員） 全校集会 アンケート調査及び分析	第1～3学年 第1～3学年 第1～3学年	人権教育主事 生徒指導主事 人権教育主事
8月	個人懇談・三者面談週間 職員研修 取組評価・改善	第1～3学年 第1～3学年	学級担任 管理職 人権教育主事
9月	アンケート調査及び分析	第1～3学年	生徒指導主事
10月	学級活動（人権教育）	第1～3学年	人権教育主事・H R 担任
11月	全校集会	第1～3学年	生徒指導主事
12月	第2回人権研修会（生徒・教職員）	第1～3学年	人権教育主事
1月	全校集会	第1～3学年	生徒指導主事
2月	学級活動（人権教育）	第1～3学年	人権教育主事・学級担任
3月	職員会（1年間の取組評価） 情報交換	第1～2学年	管理職 各学級担任